

委員会規則

○長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター療育検討委員会規則
平成25年10月1日規則第69号

改正 平成26年4月1日規則第21号

令和4年4月1日規則第34号

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター療育検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例（平成18年長浜市条例第121号）第9条第2項の規定に基づき、長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター療育検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童発達支援及び保育所等訪問支援に関し、適切なサービスが提供できるよう必要な助言を行うこと。
- (2) 市長から長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター（以下「センター」という。）の利用の決定及びサービス提供内容に関し意見を求められた場合に、利用希望者に対するサービスについて検討し、その結果を市長に報告すること。
- (3) センターのサービスに対する利用者の保護者等の意向及び相談内容について検討すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、センターの運営に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 滋賀県発達障害者支援センターの職員
- (3) 特別支援学校の職員
- (4) 長浜米原しょうがい者自立支援協議会構成機関の者
- (5) 関係教育機関の職員
- (6) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サービス調整会議)

第6条 第2条第2項に定める事項について協議するため、委員会にサービス調整会議を置く。

- 2 サービス調整会議は、関係行政機関の職員により組織する。
- 3 サービス調整会議で協議した結果は、委員会に報告する。
- 4 サービス調整会議は、長浜市児童発達支援センターが招集する。
(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議及びサービス調整会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、長浜市児童発達支援センターにおいて処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。